

投資顧問(助言)契約 のご案内

(お客様保存用)

このご案内は、金融商品取引法第37条の3に基づく、「契約締結前交付書面」として作成されたものです。お客様におかれましては、本書面の内容を十分に理解されたうえで、お取引くださいますようお願い申し上げます。

この書面をよくお読み下さい。

投資助言・代理業者

クロスリテイリング株式会社

商 号 等	クロスリテイリング株式会社
	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2267号
本店所在地	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-5-1
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成21年7月
連絡先	03-5244-5377

■投資顧問契約の概要

- ① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- ② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。
- ③ 分析者・投資判断者 矢野龍一郎
- ④ 助言者 矢野龍一郎
- ⑤ 助言対象有価証券は、FXを中心とした外国為替に関する取引を対象として、その情報、分析による投資判断に関して、各会員区分に応じてインターネット、コピートレードシステム、メール等により助言を行ないます。

■報酬体系

契約期間は各会員区分に応じ、お客様と当社との双方に異議がなければ、自動的に更新するものとします。原則として期間による報酬の増減は行わず、次ページの報酬算出根拠に従い算出するものとします。

手数料（報酬）・その他費用の概要

① 投資顧問契約による報酬

投資顧問契約により、助言対象有価証券の価値の分析又はこれらの価値の分析に基づく投資判断に関し、次の会員区分に従い助言を行い、お客様から、会員区分に基づいて助言報酬を頂きます。

会員区分	報酬額	助言の方法等
一般会員（18） (自動売買ソフト、 メール等による助 言)	毎月払 月額 21,384円 12ヶ月毎払 年額 213,840円	原則として週1回以上、外国為替証拠金取引の相場の分析や投資判断により、相場の状況に応じてEAの入れ替えや停止、削除判断を行います。また回数を指定せず、必要に応じてメール等で相場状況をお知らせします。

注：上記の報酬額は、すべて消費税を含みます。

会費・報酬の支払いについて

報酬は契約締結時に下記の支払い方法によりお支払頂きます。

①毎月払い

クレジットカード決済

②12ヶ月毎払い

クレジットカード決済、銀行振込・郵便振替（振込・振替手数料は顧客負担）、コンビニ決済、BitCash、ちょコムeマネーの中から顧客が選択した方法
また、助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として上記の方法によるものとしますが、運用方針、運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、協議により上記と異なる方法を取る場合があります。

顧客の債権の優先弁済権について

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が金融商品取引法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

投資顧問契約の締結にあたってのリスクについて

当社が債務超過又は支払不能に陥り、当社につき破産、民事再生等の倒産手続きの申立てがなされた場合には、金融商品取引法に基づく投資助言・代理業務の円滑な遂行が不可能になる可能性があります。

有価証券等に係るリスクについて

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。

① 外国為替証拠金取引

(1) 価格変動リスク

外国為替証拠金取引の売買等にあたっては、各国の政治・経済・社会情勢、金利政策、株式相場、不動産相場、商品相場等の様々な要因に伴い、為替レート（通貨交換比率）が変動することによって損失が生じるおそれがあります。

また、外国為替証拠金取引は、少額の証拠金で当該証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、時として多額の損失が発生する可能性があります。したがって、投資対象通貨ペアの為替レートが予想とは反対の方向に大きく変動した場合、短期間で多額の損失が生じることがあり、その損失は、当初預け入れた証拠金の額を上回るおそれがあります。

(2) 信用リスク

外国為替証拠金取引は、一定の証拠金を金融商品取引業者に預託して行う取引です。このため、当該金融商品取引業者に信用不安が生じた場合は、預託された証拠金の一部または全部が返還されないまたは精算金が支払われない等のリスクが生じことがあります。なお、外国為替証拠金取引に関する証拠金は、金融商品取引法上の投資者保護基金の対象外です。

(3) 為替レート変動リスク

外国為替市場には値幅制限がありませんので、為替レートの変動が予想を上回り、証拠金の額以上の損失が発生する可能性があります。

損失を限定することを目的とした逆指値注文では、為替レートが急激に変動することによりお客様の意図した価格と乖離した価格で約定し、損失を被る可能性があります。

お客様が保有するポジションのロスカット（強制反対売買）を行った際、相場の状況によっては、ロスカット基準のレートと大きく乖離したレートで約定することがあり、預入証拠金額以上の損失となる可能性があります。

(4) レバレッジによるリスク

レバレッジ効果により少額の証拠金で、証拠金の数倍の取引を行うことができることから、損失が発生した場合には、その損失は証拠金の一部もしくは全部にとどまらず、証拠金の額以上となり、未清算額をお支払いいただく可能性があります。

(5) 金利変動リスク

ロールオーバー時に 2 通貨間の金利差（スワップポイント）の受払いが発生します。金利の高い方の通貨を買った場合は金利差相当額を受取り、金利の高い方の通貨を売った場合は支払います。スワップポイントは、各国の市場金利に影響され日々変動します。

(6) 取引レート誤表示に関するリスク

外国為替証拠金取引は、お客さまの注文を金融商品取引業者が取次先業者に取次ぎして相対取引を行いますが、取次先業社の提示した取引レートに誤りがあり、それにより注文が約定した場合には、お客さまに事前の連絡をすることなく反対売買等を行うことにより修正処理されることがあります。この際、お取引状況によりましてはお客さまに損害が発生する可能性があります。

(7) インターネット取引システムのリスク

外国為替証拠金取引はインターネットを利用した電子取引となるため、金融商品取引業者、取次先業者、第三者が所有する通信回線およびシステム機器に障害が発生した場合は、取引および金銭の支払や受取に際して支障をきたす可能性があります。また、ID、暗証番号等の情報が漏洩、窃盗され、第三者に悪用されることにより、お客さまに損害が発生することがあります。

クーリング・オフの適用（契約解除に関する事項）

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取扱いは、次のとおりです。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領（電磁的方法による提供を受けた場合も含む）した日から起算して10日を経過するまでの間、郵送等の書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の精算は、次のとおりとします。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費代等）相当額を受領することができるものとし、当該契約に係る報酬の前払を受けているときは、契約解除の書面を受領した後速やかに前払い報酬から上記通常費用を差し引いた残額を返還するものとします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は行わないものとします。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ）を受領することができるものとします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てるものとします。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返還するものとします。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は行わないものとします。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後の契約の解除（中途解約）は認めておりません。

苦情・紛争の解決のための体制

顧客からの相談又は苦情等については誠意を持って解決にあたります(必ず苦情に対する回答を示す)。

(苦情処理措置)

以下の手順により金融商品取引業等業務関連苦情の処理を図ります。

- ・苦情を受けた担当者は、その内容を書面に記載し代表取締役に報告します。
- ・代表取締役は苦情の原因となった事象を明確にします。
- ・調査の結果、対応処置が必要であると判断した場合は、その対応処置を検討し実施します。
- ・対応処置の実施にあたっては相手方との間で十分協議します。
- ・苦情処理の処置経過は必ず記録します。
- ・苦情の申し出先、は以下のとおりです。

電話番号 03 - 5244 - 5377

E メール info@fund-fx.com

(紛争解決措置)

当社は、東京三弁護士会が行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。当社との紛争の解決のため、東京三弁護士会をご利用になる場合は、下記の連絡先にお申出下さい。

《お問い合わせ》 〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館

東京弁護士会 紛争解決センター(同会館 6 階) 電話 03-3581-0031

第一東京弁護士会 仲裁センター(同会館 11 階) 電話 03-3595-8588

第二東京弁護士会 仲裁センター(同会館 9 階) 電話 03-3581-2249

※どちらの弁護士会の紛争解決(仲裁)センターに申し立てても問題ありません。

※詳しくは、直接、紛争解決(仲裁)センターにお問い合わせください。

■租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、たとえば、株式売買に対する課税、有価証券等から得る配当・利子等への課税が発生します。

■投資顧問（助言）契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）

※契約は自動更新になっております。契約を更新されない場合には、契約期間満了の3日前（土日祝を除く）までに会員サイトの退会申請フォームより退会申請を行う必要がございます。

- ② クーリング・オフ
- ③ 投資顧問契約書所定の解除事由に基づく契約解除がなされたとき
- ④ 当社が、投資助言業を廃業したとき

■禁止事項

-ご注意-

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - * 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - * 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - * 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・外国金融市场における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - * 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客からの金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付の媒介、取次ぎ、代理を行うこと

■当社の概要

当社は、金融商品取引法に定める投資助言・代理業を行う金融商品取引業者です。

商号	クロスリテイリング株式会社
本店所在地	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-5-1
設立年月日	平成21年7月23日
資本金	1000万円
行っている業務の種別 や主な業務等	投資助言・代理業
投資助言・代理業登録番号	関東財務局長（金商）第2267号
代表者の役職・氏名	代表取締役 金本浩
役員の氏名	代表取締役 金本浩
主要株主	山口孝志
分析者・投資判断者	矢野龍一郎
助言者	矢野龍一郎
当社への連絡方法	〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-5-1 TEL: 03-5244-5377 *受付時間: 平日10:00~19:00

当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、金融商品取引業協会及び対象事業者となっている認定投資者団体には現在加入しておりません。なお、管轄の財務（支）局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

ご契約が成立した場合には、金融商品取引法第37条の4の規定に基づく「契約締結時交付書面」をよくお読み頂きますよう、よろしくお願ひ致します。

以上